国交職組二三二

2010. 7.29 No.149 **発行 国土交通省職員組合**

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 Li 03-5501-3377 Fax 03-5501-3388 マイクロ 80-59663

http://www5a.biglobe.ne.jp/~shokuso/

月例給・一時金とも「厳しい」

7 月 2 7 日、公務員連絡会第 2 次中央行動

公務員連絡会は27日、2010人勧期第2次中央行動を実施し、中央決起集会、人事院 交渉及び交渉支援行動に取り組みました。

午後1時30分から日比谷野音で開かれた集会には、全国各地から4,000名の仲間が結集し、2010人勧を取り巻く情勢を確認するとともに、要求実現を求めて最後まで闘い抜く決意を固めました。



仲間達は、うだるような暑さに負けず、闘う決意を新たにしました。

■50歳台後半層給与抑制方針に係る民間実態について説明資料なし。誠意のない対応に交渉団の怒り。

尾西給与局長は「マイナス較差の場合は、50歳台後半層職員の俸給に一定率を乗じて減額する措置を考えている。」と固い姿勢を崩しませんでした。

その上、公務員連絡会側が求める「抑制措置に関する民間実態に関する説明資料」は提示せず、納得できる説明はされませんでした。

書記長クラスの交渉団は「同じ官職・職務で年齢で給与を下げることは人事院が重視してきた『職務給原則』に反する年齢差別である。能力実績主義とも相容れない。」と厳しく批判しましたが、「蛙の面に・・・

・・」といった対応が繰り返され、わたし(加藤)自身怒りを覚えました。

公務員連絡会は、人事院に対して、説明資料の提示を含め再度局長交渉を設定するように申し入れ、集会参加者に交渉報告をするとともに、8月4日に第3次中央行動を配置し、要求実現に向けて最後まで闘い抜くことを確認しました。ともに頑張りましょう!

【第3次中央行動概要】

日時 2010年8月4日(水) 13:30~15:45

場所 東京・社会文化会館

内容 集会、人事院給与局長交渉、交渉支援行動

■総人件費削減を求める政治圧力も無視できない

集会では、棚村公務員連絡会議長から、人勧期闘争の決意に加え、「秋の確定闘争では、労働基本権制約の代償措置である人勧を超えた一方的な公務員給与削減を警戒しなければならない。」と総人件費削減を求める政治圧力に対する警戒感が強調され、来賓として出席した古賀連合会長からも「労働基本権の代償措置である人勧を無視して給与を引き下げるという議論に対しては、連合の仲間として毅然とした態度で臨んでいかなければならない。」「政治がまずすべきことは労働基本権の回復だ。」と連帯のあいさつがありました。

国交職組は、公務員連絡会に結集し、人勧期闘争を闘い抜くとともに、最終的に確定するまで、予断・油断のない取り組みを進めていきます。

人事院給与局長との交渉経過

1. 勧告日について

例年と同様の日程を念頭に置いて調整を 始めたところである。(昨年は8月11日)

2. 官民較差について

本年の国公実態において は、高齢層での退職者の減 少、比較的若年層が多かっ た社会保険庁の廃止等の影 響によって、行(一)職員



の平均年齢は昨年と同程度の伸びを示して おり、それらの事情も背景に、平均給与額 も昨年と同程度上昇している。

官民較差については、現在集計中であり、 現段階では何とも言えないが、本年の民間 企業における春季賃金改定状況についてみ ると、各種調査の集計結果では、いずれも 昨年と同程度の状況にあり、他方で公務員 給与が上昇している中でマイナスとなる可 能性は高いものと思われる。

また、一時金についても、現在集計中であるが、民間の昨年冬のボーナスは各種調査で幅はあるものの、いずれもマイナス 10 %以上と大きく落ち込んでいる。他方、今年の夏は、連合調査では昨年に比べやや落ち込みが見られるほか、他の調査でも昨年並かわずかな上昇という程度であり、昨年同様、極めて厳しい状況であると認識している。

3.諸手当について



月 60 時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日等を含めることについては、前向きに検討して参りたい。

他方、月 45 時間を超え 60 時間を超えない超過勤務を行った場合の割増賃金率については、引き続き民間の状況を注視して参りたい。

4. 50歳台後半層の給与について

50 歳台後半層においては、依然として 公務の給与水準が民間を大きく上回り、更 にその差が拡大する傾向が見られることか ら、早急に是正に着手する必要があると認 識している。

直ちにすべてを解消するということは困難であるが、「マイナス較差がでた場合は 是正に着手し、50歳台後半層の給与に一 定率を乗じて引き下げる措置をしたい」と 皆さんに提案したところである。

提案後、皆さんから意見が出され議論し

てきたところであるが、今年の官民較差が厳しい状況になることが想定される中で、 50歳台後半層への対応を、これまで申し上げてきたところに沿って実施せざるを得ないと考えている。

5. 給与構造改革について

平成 18 年度から実施してきている給与構造改革については、本年度で当初予定していた施策がすべて実施される。

①地域別の給与較差は、引き続き縮小傾向。 今後も注視していきたい。 なお、昨年と同 様、本年も地域区分ごとの較差の状況を公 表することとしたい。

評価制度がスタートしたところであり、今後本格活用が進んでいく中で、その活用状況などを引き続きフォローアップしていきたい。



③ 給与構造改革は、俸給引下だについとのとは、俸給引下だらうとでは、俸給引下行についる。 という はい とのでは という はい とのでに といる という という という はい という はい という はい に おい に 若手 に 対 し 指置 に 対 し だ と を 検 討 し たい。

6. 新たな高齢期雇用施策について

来るべき本格的な高齢社会において公務 能率を確保しながら職員の能力を十分活用 していくためには、年金支給開始年齢の引 上げに合わせて、平成 25 年度から、定年 年齢を段階的に 65 歳まで延長することが 適当であると考えている。

その場合、民間企業における継続雇用の実情、総給与抑制の観点に鑑みれば、公務における 60 歳台前半の給与水準については、60 歳台前半の民間企業従業員の所得水準を踏まえつつ、職務と責任も考慮して設定する必要があると考えている。また、役職定年制の導入など組織活力の確保のための人材活用方策等に取り組む必要がある。

また、短時間勤務の活用などによって、単に 65歳まで一律的に雇用が延長されるのではなく、多様な働き方を選択できるようにすることが適当であると考えている。



こうした基本的な考え方の下、

- ・60歳以後の働き方について職員の意向を聴取する仕組み
- ・役職定年制を導入する場合の対象範囲や 役職定年年齢
- 定年前の短時間勤務制
- ・民間企業における給与等の実情を踏まえた60歳台前半の給与
- ・加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事 する職員の取扱い

等についての検討が必要と考えている。



更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を 行うこととしたい。

今後、定年延長に伴う給与制度の見直し も念頭に置きつつ、50歳台後半層を中心 とする50歳台の給与の在り方について引 き続き検討する。

■回答に対し公務員連絡会側は、次の通り 局長の見解を質し、要求実現を迫った。

- (1) 今の回答は、月例給与も一時金もマイナスという見解だ。われわれはギリギリの要求として水準維持を求めているので、組合員に応えられるよう、最後まで努力していただきたい。
- (2) 超勤の割増率について、日曜日を月 60 時間超の積算基礎に含めることについてはぜひ実現してもらいたい。
- (3) 給与構造改革後の取組みは、われわれと十分交渉・協議を行ってもらいたい。
- (4) いわゆる「制度改正原資」の使い道については、われわれと十分交渉・協議を行い、合意の上で実施してもらいたい。また、地域別の給与較差の公表については、慎重に取り扱っていただきたい。
- (5) 定年延長については、本年勧告時の制度骨格の提示、およびその後の年内の意見の申出のいずれについても、われわれと丁寧に議論をし

■尾西局長は、次の通り答えた。

ていただきたい。

(1) 一時金は冬が大きく下がっているし、 月例給も今年民間が上がらない中で、国 公実態が上がり、高齢層の職員が増えて いることから、マイナスになるのでは。

- (2) 45 時間超、60 時間までの超勤手当割増しの民間の状況は、まだ普及していないということである。
- (3) 給与構造改革後の取組み、制度改正原 資については、公務員連絡会と十分話し 合っていく。
- (4) 定年延長についても、 引き続き皆さん の意見を 伺っていく。

■50歳台後半層の給与引下げについて、公務員連絡会側の追及

- (1) われわれは、職務給の原則との関係と 民間のデータについて納得できる説明を 再三にわたって求めてきたが、きょうも 具体的で納得できる回答がない。これで は到底認めるわけにはいかないし、説明 できないのであれば提案を撤回する以外 にない。

これらの追及に対し、尾西局長は次の通りこれまでの見解を繰り返すに止まり、交渉は平行線をたどった。

人事院職員福祉局長との交渉経過

1. 勤務時間・休暇の改善について

超勤縮減は現在、政府全体として在庁時間縮減に取り組んでいるところ。各府省においては、不必要な在庁時間を削減するともに、必要な業務についても、業務の向に、厳正な勤務時間管理、業務能率の向上などを行っては、全体が取りまとまった段階で、職員団体に対してお示ししたい。

病気休暇制度の見直しや運用のあり方等の検討に当たっては、公務における運用実態、民間の状況等を見極めながら、職員団体とも意見交換を行いつつ、検討を進めてきたところである。

現在、新制度の来年1月施行を念頭に置いて検討を進めている。現時点における見直し案の概要については、先般、職員団体審議官会見の際などにお伝えしたところが、今後は、それを基本として、これまで出された意見・要望等を踏まえつつ、最終的な成案を得るべく作業を進めていきたい。

なお、これまでの議論でご要望のあった 経過措置については、当方としても何らか の措置を設けたいと考えている。具体的な 内容については、今後も来年1月の実施に 向けて皆さんと意見交換していきたい。

2. 非常勤職員の処遇改善について

日々雇用職員制度に代わり、新たに「期間業務職員(仮称)」制度が設けられ、会計年度内で臨時的な業務に応じて最長1年間の任期を設定して採用すること及び新会計年度において再び非常勤職員として採用されることが可能となる見込みである。

これを受けて、一定の要件を満たす非常 勤職員について、民間法制をも踏まえつつ、 育児休業制度、育児時間制度、介護休暇制 度を導入することとし、しかるべき時期に、 必要な意見の申出を行うこととしたい。

3. メンタルヘルスへの対応について

本年1月に専門家による「円滑な職場復帰支援に関する検討会」を設置し、「円滑な職場復帰及び再発防止のための受け入れ方針」の改定について検討を進めてきたが、今月末にも改定された方針が出される運びとなっている。

今後は、この方針を各府省に周知すると ともに、心の健康づくり対策の充実を図っ ていきたい。

■超過勤務問題に関する追及

- (1) 政治主導を目指す政権への交代で超過 勤務が増えているのではないか。事業仕 分けに関連する作業、国会議員の質問へ の対応でも相当増えている。人事院だか らこそできる取組みがあるので思い切っ た対応をお願いしたい。
- (2) 在庁時間縮減の取組みについてもサンプル的なものにとどまり、全体化・体系化されておらず、聞こえてくるのは悲鳴ばかりだ。全体の取組みにすべきだ。
- (3) 超勤手当割増率の引上げ後の 60 時間 超の超勤実態を早急に調査し、われわれ に報告していただきたい。

■桑田局長回答

超過勤務縮減の取組みについては、定時退庁の実施や秘書課長会議の実施など、各府省とも相当意識は進んでいるものと考える。割増率の引上げや超勤代休制度のの4月からであり、各府省ヒアリングを行うと同時に、いい取組みがあればそれを広げていくように人事院としても努力したい。

最後に、吉澤事務局長が「なお勧告まで 時間があることから、さらに真摯に検討し、 前向きな総裁回答を求める」と強く要請し、 交渉を締めくくった。

編集後記 ◆ ♡ ◆ ◇ ◆ ♡ ◆ ◇ ◆ ♡ ◆ ◇ ◆ ♡ ◆ ◇

- ■全国各地でゲリラ豪雨多発。危険区域内に人が住み試算が集積されている日本。災害列島の異名をもつことを一瞬たりとも忘れてはならない。この国土条件の下では、「災害は忘れた頃に」ではなく「覚えていてもやって来る」と肝に銘ずべきだ。
- ■有識者による「ダムに頼らない治水」の方向性が示され「逃げることも想定する」とのこと。「逃げる準備」を含む覚悟が国民にも求められている。 (K)